

山口大学構内遺跡調査要項

山口大学埋蔵文化財資料館規則

(設置)

第1条 山口大学に山口大学埋蔵文化財資料館（以下「資料館」という。）を置く。

(資料館の業務)

第2条 資料館は、学内の共同利用施設として、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一 山口大学構内等から出土した埋蔵文化財の収蔵・展示および調査研究
- 二 山口大学構内等における埋蔵文化財の発掘調査並びに報告書の刊行
- 三 その他埋蔵文化財に関する必要な業務

(運営委員会)

第3条 資料館に関する事項を審議するため、山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(館長)

第4条 資料館に館長を置く。館長は委員会の議を経て学長が委嘱する。

- 2 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 館長は、資料館の業務を掌理する。

(調査員)

第5条 資料館には調査員若干名を置く。

- 2 調査員は、委員会の議を経て館長が委嘱する。
- 3 調査員は、資料館の業務を処理する。

(特別調査員)

第6条 埋蔵文化財に関する特別な分野の調査研究を行なうため、資料館に特別調査員若干名を置くことができる。

- 2 特別調査員は、委員会の議を経て館長が委嘱する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、資料館に必要な事項は別に定める。

山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学埋蔵文化財資料館規則（以下「資料館規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- 一 山口大学埋蔵文化財資料館（以下「資料館」という。）に関する基本的なこと。
- 二 資料館の管理運営に関すること。
- 三 資料館の整備充実に関すること。
- 四 資料館の運営に要する経費に関すること。
- 五 その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 資料館規則第4条第1項の館長
- 二 各学部および教養部の教官各1名
- 三 事務局長

2 前項第2号の委員は、それぞれの部局の推薦に基づいて学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長及び施設部長をもって充てる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、庶務部庶務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

Tab. 10 山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会委員

(昭和62・63年度)

部 局 名	氏 名	官 職	任 期	備 考
医 学 部	黄 基 雄	教 授	62. 4. 1～平元. 3.31	委員長・館長
人 文 学 部	中 村 友 博	助 教 授	62. 5.29～平元. 5.28	
教 育 学 部	三 浦 肇	教 授	62. 4. 1～平元. 3.31	
経 济 学 部	及 川 順	教 授	62. 4. 1～平元. 3.31	
理 学 部	村 上 清 文	助 手	62. 4. 1～平元. 3.31	
工 学 部	島 徹 史	教 授	62. 4. 1～平元. 3.31	
農 学 部	藤 田 則 之	教 授	62. 4. 1～平元. 3.31	
教 養 部	木 村 忠 夫	教 授	62. 4. 1～平元. 3.31	
事 務 局	大 谷 巖	事 務 局 長	60.12. 1～ 63. 3.30	
	有 地 成 光	事 務 局 長	63. 4. 1～	

Tab. 11 山口大学埋蔵文化財資料館特別調査員

学 部 等	氏 名	官 職	専 攻 科 目 等	備 考
人 文 学 部	中 村 友 博	助 教 授	日 本 考 古 学	昭和62・63年度
教 育 学 部	三 浦 肇	教 授	地 理 学	昭和62・63年度
理 学 部	松 本 徂 夫	教 授	岩 石 学	昭和62・63年度
農 学 部	勝 本 謙	助 教 授	植 物 分 類 学	昭和62・63年度
工業短期大学部	池 谷 元 伺	教 授	年 代 測 定	～昭和62年5月20日